

訴 状

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

不当条項使用差止等請求事件

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で、別紙契約条項目録記載の各契約条項を含む契約の締結をしてはならない。
- 2 被告は、被告の運営するウェブ・サイト内のウェブページから別紙契約条項目録記載の各契約条項を削除せよ。
- 3 被告は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から被告に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン(紙)」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を含む企画旅行契約の締結をしてはならない。
- 4 被告は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から被告に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン(紙)」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を被告の運営するウェブ・サイト内のウェブページに表示してはならない。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

原告は、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人であり、平成20年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定された（甲1）。

被告は、第一種旅行業の登録を受けた旅行業を営む株式会社である。

第 2 旅行者の任意解除権

1 被告による標準旅行業約款の採用

旅行業者は、旅行者との契約に関して旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならないが（旅行業法第12条の2第1項）、旅行業者は、観光庁長官が定めて公示した標準旅行業約款（甲2）と同一の約款を用いている限り、認可を受けた約款を用いているものとみなされる（旅行業法第12条の3）。

被告は、標準旅行業約款と同一内容の旅行業約款（甲3）を用いて、旅行者との契約を締結している。

2 旅行者の任意解除権

標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部（甲2）第16条第1項は、「旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。」と規定しており、

被告の用いている旅行業約款・募集型企画旅行契約の部（甲3）第16条第1項にも同一の規定が存在する（以下、この規定による解除権を、「本件任意解除権」と言う）。

第3 JMB特典を利用した旅行代金決済

被告は、全国の消費者との間で募集型企画旅行契約を締結しているが、その旅行契約の代金決済の方法として、JMB特典を利用した決済を認めている（甲6・9ページ）。

JMB特典とは、「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」のことを言い（甲8・10ページ）、これらは、いずれも訴外株式会社日本航空インターナショナルが発行する企業ポイントである。

なお、ここで言う企業ポイントとは、企業が取引に付随して直接の対価なしに消費者に対して交付する財貨又は権利であって、契約関係に基づき、それを移転することによって、一定範囲の金銭債務の弁済の効力を有するものをいう。

第4 本件契約条項の使用

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、別紙契約条項目録記載の各契約条項（以下、「本件契約条項」という）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を、現に行い又は行うおそれがある。

これは、以下の各点から明らかである。

記

1 申込みの意思表示

被告は、被告が開設したウェブページに、本件契約条項を表示し、

JMB特典での決済を行おうとする旅行者に対して、必ず本件契約条項の承諾を求めている（甲6・10ページ）。

2 不返還の取扱いの継続

被告は、被告との間で募集型企画旅行契約を締結し、その旅行代金の決済をJMB特典の利用により行った旅行者が、本件任意解除権を行使した場合、本件契約条項を根拠として、当該旅行者に対するJMB特典の返還をしない取扱いを今後とも継続する旨、原告に通知している（甲5、甲8）。

3 本件契約条項の法的性質

被告は、消費者との間で募集型企画旅行契約を締結した際、その旅行代金の支払のために消費者がJMB特典を利用することを認めている。JMB特典の利用に関する契約は、被告が、消費者との間で、募集型企画旅行契約を締結した際に、その決済に関する従たる特約として、締結されているものである。

本件契約条項は、本体たる募集型企画旅行契約が解除された場合にも、代金支払のために利用されたJMB特典は消費者へ返還しないとするものであり、決済に関するJMB特典の利用に関する契約の一内容である。

本件契約条項は、募集型企画旅行契約を前提として、募集型企画旅行契約に基づく旅行代金決済のためのJMB特典の利用に関する契約の一部として締結されているものであり、募集型企画旅行契約と不可分一体となった、その従たる特約を定める条項である。

したがって、みずから募集型企画旅行契約を締結した被告が、その代金決済に関する従たる特約として、本件契約条項を使用していることは明らかである。

以上のとおり、被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、本件契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を、現に行い又は行うおそれがある。

第5 本件契約条項の消費者契約法10条違反

1 消費者契約法第10条について

消費者契約法第10条は、不当な消費者契約の条項を無効とするための要件として、①任意規定（民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定）からの逸脱、②信義則（民法第1条第2項に規定する基本原則）違反の2つをあげている。

ここでいう「任意規定」は、特に契約上の合意がなされなかった場合に適用される法律や契約に関する一般法理のことであり、このような法律や法理には、交渉力格差のない対等当事者間で妥当する適正な価値判断ないし正義内容が含まれていると考えられるため、任意規定からの逸脱は、交渉力に劣位する消費者を不当に害するものと推定される。

また、消費者契約法第10条にいう「信義則違反」とは、問題となっている契約条項により、消費者が本来有しているはずの利益を事業者が適切に配慮することなく奪っており、その結果、正当な理由もなく両当事者間の利益の衡平が損なわれていることを意味する。

2 任意規定からの逸脱

本件任意解除権の法律効果は「解除」であり、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部（甲2）第1条第1号又は被告の旅行業約款・募集型企画旅行契約の部（甲3）第1条第1項に基づき、民法第545条第1項の適用を受け、契約当事者は原状回復義務を負うこととな

る。したがって、本来、本件任意解除権の行使があれば、旅行者は、旅行業者に対して、決済のために引き渡した金銭のその他の財産の返還を求めることができるはずである。

ところが、本件契約条項は、この民法第545条第1項の適用によって認められている解除権行使による遡及的原状回復の効果を否定し、消費者は、募集型企画旅行契約に基づく旅行代金の決済のために被告に引き渡したJMB特典の返還を請求できないものとして、消費者の権利を制限している。

したがって、本件契約条項は、任意規定である民法第545条第1項の適用による場合に比し、消費者の権利を制限する契約条項である。

3 信義則違反

① 等価交換の契約正義違反

本件任意解除権は、役務提供型契約について、不要となったサービスの受領を強制され、その不要なサービスの対価として無駄な支出を強いられる事態を回避するため役務受領者に民法上定められている任意解除権を、標準旅行業約款においてあらためて強固に保障したものである。したがって、本件任意解除権の法律効果としての原状回復義務は、給付と対価との等価有償交換を目的とする双務契約における「給付なければ対価なし」との牽連関係に基づく契約正義を体現しているものであり、本件契約条項は、給付がないのに対価を保持することを事業者に認めている点で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害すると言える。

② 最低基準たる標準旅行業約款との抵触

旅行業者が、標準旅行業約款よりも消費者に不利となる契約条項を作成し、しかもその契約条項について、観光庁長官の認可（旅行

業法第12条の2第1項)を受けていない場合、そのような契約条項は、消費者契約法第10条にいう信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項に該当する。

その理由は、以下のとおりである(甲9・26ページ以下参照)。

旅行業法第12条の2第2項第1号は、観光庁長官が旅行業約款の認可をする際の基準として、「旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること」を要求している。標準旅行業約款は、この認可基準を満たすものとして観光庁長官が公示したものにほかならない。そして、実務上、標準旅行業約款よりも消費者を不利に扱う約款について観光庁長官の認可がなされる例は見当たらない。

そうすると、標準旅行業約款は、「旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること」という認可基準を満たす最低限度の契約条件を定めているものと理解することができ、標準旅行業約款の規定に比べて消費者を不利に取り扱うような契約条件を規定する無認可約款は、この「旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること」という認可基準を満たしていないからこそ、認可を得られないものと考えられる。

標準旅行業約款の規定に比べて消費者を不利に取り扱うような契約条項は、消費者保護の見地から最低限度と見られる認可基準さえ満たしておらず「旅行者の正当な利益を害するおそれ」があるわけだから、消費者契約法第10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当する。

本件契約条項は、本件任意解除権の法律効果たる原状回復義務を消費者に不利に変更する契約条項であって、しかも、観光庁長官の

認可を受けていないのだから、「旅行者の正当な利益」を害するものであり、かつ、信義則に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当する。

③財産たる企業ポイントの一方的剥奪

JMB特典などの企業ポイントは、①消費者の購買行動が主たる取引の取引対象たる商品・サービスの品質や価格のみによって選択されるのではなく、企業ポイントの有無・数量によっても影響されること（甲10・85ページ）、②電子マネーとの交換も可能であるなど幅広く商品・サービスの代金決済のために利用することができること、③その発行原資は、最終的には価格に転嫁されて消費者が負担していることから考えると、単なる景品ではなく、消費者に付与された財産である。

本件契約条項は、このような財産権としての企業ポイントを、何らの対価的給付もないまま一方的に剥奪することを内容とするものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると言える（甲11・25ページ参照）。

4 まとめ

よって、本件契約条項は、消費者契約法第10条に違反する。

第6 本件契約条項の消費者契約法第9条第1号違反

1 消費者契約法第9条第1号について

消費者契約法第9条第1号によれば、解除の際の平均的損害額（同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害額）を越える損害賠償予定・違約金支払義務を消費者に負担させる条項は無効とされている。

この条項は、証明負担の軽減のために事業者が損害賠償額等の予定

をすることは認めつつ、その予定額等が、解除の事由・時期等により同一の区分に分類される複数の同種契約を通じて観察した結果、当該事業者が生じる損害額の平均値を超えてはならないものとし、消費者が過大な負担を負うことを回避し、契約の解除権行使について不当な制約を受けないようにする趣旨のものである。

2 本件任意解除権行使の際の取消料

本件解除権行使の際には、旅行者は、標準旅行業約款・募集型企画旅行の部（甲2）第16条第1項又は被告の旅行業約款・募集型企画旅行の部（甲3）第16条第1項所定の別表第一に定める取消料（以下、「本件取消料」という。）を支払うものとされている。

本件取消料の収受は、「給付が提供されなければ対価を支払う必要はない」という原則の例外であり、一旦契約締結により手中に収めることが予想された旅行代金についての旅行者の期待を一定限度で保護し、手配業務を既に遂行している可能性や、解除時点から旅行出発日までの短期間で代替的な旅行者を募集することを余儀なくされ、契約獲得の機会が減少したことによる旅行者の営業上の逸失利益も考慮した上で、一定額の損害賠償だけは例外的・制限的に許容する趣旨で認められたものである。

本件取消料の額は、観光庁長官が「旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること」（旅行業法第12条の2第2項第1号）という認可基準を満たすものと判断して、標準旅行業約款において公示したものであるから、本件取消料の額を超過する損害賠償額の予定又は違約金を定める契約条項は、消費者契約法第9条第1号所定の「平均的な損害の額」を超過する額を定めるものとして、超過部分につき無効となると解される。

3 本件契約条項と平均的損害

被告と消費者との間の企画旅行契約について、本件任意解除権が行使された場合における消費者契約法第9条第1号所定の「平均的な損害の額」は、本件取消料の額を上回ることはないと考えられる。

ところが、本件契約条項は、本件取消料とは別個に、消費者が被告に納付したJMB特典を被告が没収して返還しないとするものであって、本件取消料を超過する額のJMB特典の没収を行うものである。

したがって、本件契約条項は、それ自体すべてが、消費者契約法第9条第1号所定の「平均的な損害の額」を超過する額の損害賠償額の予定又は違約金を定める契約条項であり、消費者契約法第9条第1号に抵触して無効である。

第7 消費者契約法41条に基づく事前の請求

原告は、平成21年2月2日、本件訴えの要旨及び紛争の要点等を記載した書面により差止請求をなし（甲12の1）、この書面は、平成21年2月3日に被告に到達した（甲12の2）。

第8 まとめ

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めらる。

証 拠 方 法

別紙「証拠説明書」記載のとおり。

付 属 書 類

1 訴状副本 1通

- 2 甲号証写し 各1通
- 3 資格証明書 2通
- 3 訴訟委任状 1通

平成21年3月18日

原告訴訟代理人弁護士	鈴木	木	尉	久
同	辰	巳	裕	規
同	柿	沼	太	一
同	上	田	孝	治
同	近	藤	加	奈
				子

神戸地方裁判所 御 中

当 事 者 目 録

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
上記代表者理事長 清 水 巖

〒140-8658

東京都品川区東品川2丁目4番11号 JALビル

被 告 株式会社ジャルツアーズ
上記代表者代表取締役 須 藤 元

契 約 条 項 目 録

- 1 JMB特典での決済は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。
- 2 JMB特典でお支払いいただいた旅行代金等は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払戻しできません。
- 3 「JAL eトラベルプラザ」にてJAL利用クーポン（紙）を受領したのちは、速やかに決済処理を行います。その為、決済後の返却はお受けできません。また、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。